



令和 4 年度 区長紹介

4月27日(水)に令和4年度の区長会議と区長会総会 が行われました。区長会議では、新区長に委嘱状が交付さ れたほか、区長の勤続年数に応じて感謝状が贈られました。 また、区長会総会では、区長会の役員改選が行われ、

会長に小川 安彦氏 (上太田)、副会長に大島 文男氏 (境 林)、吉沢 正光氏(泉)、松岡 祥峰氏(後岡)の3人が 就任しました。

問い合わせ/総務課 ☎(43)1113

【令和4年度区長】

F 13	THITISEL	< <u>1</u>					
	行政区名	氏	名		行政区名	氏	名
	 行政区名 氏 名 矢板一区 松本 育夫 矢板二区 高田 常雄 矢板三区 小野崎郁夫 矢板五区 小平 英量 矢板五区 秋葉 充 矢板六区 青山 敏之 末広町 高山 六男 富田 花塚 猛男 中 ビンシティ矢板 東町 本幡西 瀧本 宏夫 川崎反町 郷間 昭二 境林 大島 文男 	和氣	敏章				
		大谷	昭二				
矢板一区 松本 育夫 塩田 矢板二区 高田 常雄 大板三区 小野崎郁夫 矢板四区 小平 英量 大板五区 秋葉 充 矢板六区 青山 敏之 土屋 末広町 高山 六男 富田 花塚 猛男 木幡東 印南 友雄 木幡西 瀧本 宏夫 川崎反町 郷間 昭二 境林 大島 文男 館ノ川 吉田 保雄 高塩 石塚	君島	道夫					
	矢板四区	小平	英量		荒井	荒巻	正
	矢板五区	秋葉	充	左	針生	関塚	利幸
	矢板六区	青山	敏之		土屋	平野	政夫
	末広町	高山	六男		中	太田	博
	富田	花塚	猛男		ロビンシティ矢板	安田	幹雄
	木幡東	印南	友雄	<u> X</u>	東町	髙久	修
	木幡西	瀧本	宏夫		沢	大森	敬生
N N	川崎反町	郷間 昭二		_	豊田	塚原	博実
	境林	大島	文男		成田	喜佐美	€光男
	館ノ川	吉田	保雄		ハッピーハイランド矢板	山内	守
	高塩	石塚 明		泉	泉	吉沢	正光
	倉掛	君島	君島 栄作		上太田	기기기	安彦
	合会	鈴木	秀夫	地	東泉	髙瀬	龍一
	片俣	大柿 秀夫		X	長井	手塚	鉄雄

【感謝状受賞者(勤続年数4年)】

- ・髙田 常雄氏(矢板二区) ・吹上 秀男氏(下伊佐野)
- ・山内 守氏(ハッピーハイランド矢板)
- ・深井 雅晴氏(西乙畑) ・山口 久氏 (下大槻)

【感謝状受賞者(勤続年数6年)】

・青山 敏之氏(矢板六区) ・関塚 利幸氏(針生)

【感謝状受賞者(勤続年数8年)】

・秋葉 充氏 (矢板五区) ・羽田 榮氏 (高原)

[敬称略]

					[50.7	ן ם ייני
行政区名	氏	名		行政区名	氏	名
寺山	松平	宣秀		西乙畑	深井	雅晴
高原	羽田	榮		つつじが丘	河尻	公樹
立足	亀山	啓二		白栗	渡邊	哲男
平野	関谷	益広		上大槻	鈴木	惠一
下伊佐野	吹上	秀男		下大槻	山口	久
上伊佐野	格和	薫	片	石関	福田	佳幸
第一農場	今平	弥	岡	玉田	齋藤	良蔵
第二農場	和地	一夫	地	山苗代	佐藤	春夫
田野原	小林	良夫	X	片岡一区	関谷	健
山田	髙野	章一		片岡南	宮澤	昭夫
通岡	市村	敏夫		片岡二区	富川	豊
前岡	岡﨑	正喜		片岡三区	江面	晃一
後岡	松岡	祥峰		片岡四区	内田	隆
梶ヶ沢	阿久津	丰 誠		コリーナ矢板	戸井	出琉
安沢	日下田	慢夫				

募集防災行政無線戸別受信機を無償で貸与します



市では、防災行政無線を使い、定時放送や災害の発生、 避難情報などの放送をしていますが、豪雨の際に音がかき 消されたり、防音対策がされている住宅では聞こえにくい ことがあります。そのような場合に備え、市では放送を屋 内で受信することができる戸別受信機を無償で貸与します。

戸別受信機とは…

市内に設置された防災行政無線のスピーカーから流れる 放送が、家の中でも聞くことができる受信機です。通常は AC 電源を使用しますが、停電時には電池でも使用できます。

貸与対象/

- ・市内に住所を有していること
- ・防災行政無線の屋内での聴取が困難な世帯または学校、 病院、福祉施設、店舗、事務所その他の事業所であること

申請方法/貸与を希望される方は、申請書に必要事項を 記入し、生活環境課まで提出してください。申請書 は、生活環境課窓口または市ホームページからダウン ロードできます。

植木 好子

沼野 芳-

そのほか/

越畑

- ・貸与台数は、1世帯または1施設につき1台とします。
- ・戸別受信機の使用による電気料金および電池の費用は 使用者負担となります。
- ・電波の感度がよくない場合は、市が必要に応じて外部 アンテナの取付工事を行います。

申請・問い合わせ/生活環境課 ☎(43)1114

第26回参議院議員通常選挙に関するお知らせ

7月25日の任期満了に伴う参議院議員通常選挙が7 月に行われる予定となっています。今回の選挙から以下 の点が変更となりますので、ご注意ください。 ①投票所の閉鎖時刻が1時間繰り上げとなります。

【変更後の投票時間】

午前7時~午後7時

※期日前投票の投票時間は変更ありません。 (午前8時30分~午後8時)

問い合わせ/選挙管理委員会事務局 ☎(43)6219

②投票所が変更になります。

変更となる投票所は、下記のとおりです。

該当する地域	変更前の投票所	変更後の投票所
土屋	土屋公民館	農村環境改善
沢、成田、豊田	豊田小学校	センター
長井(字弓張、高原)	高原自治公民館	旧長井小学校
山田	山田農林漁家婦人 活動促進センター (山田公民館)	基幹集落センター (泉公民館)
大槻(2317番地~ 2320番地を除く)	大槻地区多目的集会所 (大槻公民館)	乙畑小学校

※詳細については、郵送される投票所入場券に記載する ほか、市ホームページでも随時お知らせします。

市で行っている広聴事業について紹介します

市では、市民の皆さんからご意見やご提案をいただき、 よりよい市政運営を行うために、さまざまな広聴事業を 行っています。ぜひ、ご利用ください。

●やいた未来づくり座談会

市民の皆さんからの要望を受けて開催します。市民 の皆さんが決めたテーマに沿って、市長と意見交換を 行います。※事前に申請が必要です。

●市政への手紙

専用用紙を投函することで、市に意見を届けること ができます。専用用紙は、矢板・泉・片岡公民館、図 書館、きずな館、生涯学習館、市民課窓口に設置して います。

●市政へのご意見

市ホームページトップ画面の「市長の部屋」から「市 政へのご意見」を選択し、専用メールフォームより意 見を送ることができます。

問い合わせ/秘書広報課 ☎(43)3764

最大 20,000 円相当のポイントバック! マイナポイント第2弾が始まりました!!

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予 約・申し込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービ スでチャージやお買い物をすると、そのサービスで、ご 利用金額の25%分のポイントがもらえるしくみです。

マイナポイント第2弾では、次の3種類合計で最大 20,000 円相当のポイントをもらうことができます。

【申込開始時期:令和4年1月1日から】

①マイナンバーカードを取得済みで、マイナポイン ト第1弾(令和3年12月末まで)に申し込んでい ない方に最大 5,000 円相当のポイント

【申込開始時期:令和4年6月開始予定】

- ②マイナンバーカードを健康保険証として利用申し 込みを行った方(既に申し込みを行った方も含む) に 7,500 円相当のポイント
- ③公金受取口座の登録を行った方(既に登録を行っ た方も含む) に 7.500 円相当のポイント

対象者/9月30日(金)までにマイナンバーカードを 申請された方

申込期限/令和5年2月28日(火)

問い合わせ/市民課 ☎(43)1117



マイナンバーカード休日窓口(要予約) 平日にマイナンバーカードの申請 1.1 や受け取り・更新が困難な方のため に、休日窓口を開設します。

ご希望の方は開設日の2日前までに、 予約サイトまたは電話で予約をしてく ださい。

日時/6月18日(土)、7月16日(土) 9:00~12:00 ※申請の際は、本人確認書類と通知カードを必ずお持ちください。

12 令和 4 年 6 月号









Yaita Information

国民健康保険被保険者証の送付方法について

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日(日)です。7月中に保険証を送付しますので、8月から新しい保険証で受診してください。

保険証は、世帯ごとに<mark>普通郵便</mark>で送付しますが、簡易 書留郵便での送付を希望される方は、6月24日(金) までに健康増進課へご連絡ください。

問い合わせ/健康増進課 ☎(43)1118

国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ 1カ月の医療費の負担が高額な方

以下に該当し、国民健康保険限度額認定証の有効期限が切れる方、後期高齢者医療限度額認定証をお持ちでない方は、健康増進課へ申請してください。

加入保険	該当者	手続きに必要なもの
国民健康保険	70 歳未満の方 • 70 歳以上 75 歳未満で ①または②に該当する方 ①所得区分が現役並み 所得者 I (※ 1) または II (※ 2) に該当する方 ②世帯内の国保加入者全 員が住民税非課税の方	・保険証 ・同じ世帯以外の方が来る 場合は委任状 ・窓口に来る方の身分証明書
後期 高齢者 医療保険	・所得区分が現役並み 所得者 I (※ 1) また は II (※ 2) に該当す る方 ・世帯の全員が住民税 非課税の方	・保険証 ・本人以外の方が窓口に来る 場合は委任状 ・窓口に来る方の身分証明書

「限度額認定証」を医療機関に提示すると、自己負担割合(3割、2割、1割)ではなく、自己負担限度額(%3)までの支払いで済みます。ただし、「限度額認定証」を提示せずに自己負担限度額以上を支払った場合は、高額療養費として後から費用が戻ります。

- ※1現役並み所得者のうち、課税所得が145万円以上380万円未満の方
- ※2現役並み所得者のうち、課税所得が380万円以上 690万円未満の方
- ※3所得によって、外来または入院、1人あたり、または 世帯ごとに1カ月あたり負担する上限額

●国民健康保険加入者

高齢受給者(70歳以上75歳未満)で住民税非課税 世帯の方や現役並み所得者 I・IIの方、70歳未満で 現在「限度額認定証」の交付を受けている方の申請を 受け付けています。

●後期高齢者医療保険加入者

今まで「限度額認定証」の交付を受けたことがあり、 令和4年度も該当する方には、7月下旬に新しい保険 証と一緒に送付します。

申請・問い合わせ/健康増進課 ☎(43)1118

65~74歳で一定の障がいのある方は後期高齢者医療制度に加入できます

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度ですが、一定の障がいがある方については65歳から加入することができます。該当する方は、健康増進課にご相談ください。※すでに加入している方は、手続きの必要はありません。後期高齢者医療制度に加入すると/

- ・今まで加入していた医療保険(国民健康保険、社会保険、 共済組合、国保組合など)をやめることになり、家族 の医療保険が変更になる場合があります。
- ・後期高齢者医療の保険料を負担していただきます。
- ・医療機関窓口での負担が1割になります。 (所得の多い方は3割)
- ※令和4年10月1日から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

該当する障がいの程度/

- ①身体障害者手帳
- ○1級、2級、3級の方
- 4 級のうち、音声機能・言語機能障がいの方、 下肢障がい(F41・F43・F44)の方
- ②精神障害者保健福祉手帳…1級、2級の方
- ③療育手帳…A1、A2の方

手続きに必要なもの/

- ①身体障害者手帳など、障がいの程度がわかるもの
- ②現在加入している医療保険証など
- ③窓口に来る方の身分証明書

問い合わせ/健康増進課 ☎(43)1118

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業保健師・看護師が訪問相談を実施します

75 歳以上の対象となる方に、低栄養・口腔機能低下・糖尿病重症化予防・健康確認を行うため、保健師・看護師などが訪問相談を実施しています。

●低栄養

食事がとれない、食欲がない、体重が減るなどの理由により筋肉量や体力が低下すると、転倒や骨折など要介護の原因の一つとなります。

●□腔機能低下

固いものが食べにくくなる、お茶や汁物でむせるなど、 お口の働きが低下すると誤嚥性肺炎などの原因となり ます。お口の健康などについて相談させていただきます。

●糖尿病重症化予防

糖尿病で怖いのは血管の障害で起こる「合併症」です。 人工透析の予防などを目的として、かかりつけ医の指 示のもと食事や生活習慣の相談をさせていただきます。

●健康確認

昨年度中に健診や医療機関の受診がなく、かつ、今年度の元気度チェック(アンケート)の回答がない方の健康状態の確認をさせていただきます。

問い合わせ/

健康増進課 **☎**(43)1118 高齢対策課 **☎**(43)3896

令和4年6月から児童手当制度が変わりました

令和4年6月から以下のとおり児童手当制度の一部 が変わりました。

【1】現況届の提出が原則不要となります(一部の受給者を除く) 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降 の児童手当などを引き続き受ける要件(児童の監督や保 護、生計同一など)を満たしているかどうかを確認する ものです。これまで、すべての人に現況届の提出をお願 いしていましたが、6月以降は一部の方を除き現況届の 提出が不要となります。

【現況届の提出が必要な方】

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる 市区町村で児童手当を受給している方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・未成年後見人、施設などの受給者
- ・そのほか、市から提出の案内があった方 ※該当者には、6月ごろ案内を送付します。

【2】特例給付の支給に係る所得上限額が新設されます 現在、受給者の所得に応じた手当てを支給しています が、今回の改正で新たに定められる所得上限限度額を超 える場合は手当てが支給されません。

【手当支給額】

- ・所得が表①未満の場合、児童手当(月額15,000円または10,000円)を支給
- ・所得が表①以上②未満の場合、特例給付(月額5,000円) を支給
- ・所得が表②以上の場合、児童手当などは支給されません ※児童手当などが支給されなくなったあと、所得が②を下 回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要です。

問い合わせ/

子ども課 ☎(44)3600



●児童手当所得制限限度額表

所得制限限度額:表①

扶養親族の数	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4 人	774.0	1,002.0
5人	812.0	1,040.0

②所得上限限度額(新設):表②

扶養親族の数	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	858.0	1,071.0
1人	896.0	1,124.0
2人	934.0	1,162.0
3人	972.0	1,200.0
4人	1,010.0	1,238.0
5人	1,048.0	1,276.0



市からのお知らせ



募集 とちぎ結婚支援センター登録制度について

新たな出会いの機会を提供するとちぎ未来クラブによる 「とちぎ結婚支援センター」の登録料の一部を助成します。 対象者/次のすべての要件を満たす方

- ・市内に住所を有している方
- ・令和4年4月1日以降にセンターに登録している方
- ・センター登録時に、45歳以下の未婚者の方
- ・市税を滞納していない方
- ・婚姻後に継続して市内に居住する意思を有すると認め られる方

登録料/10.000円(登録期間は2年間)

補助金額/補助対象経費の2分の1

※補助対象者1人につき限度額5,000円

申請に必要なもの/

- 補助金等交付申請書
- ・センター会員証の写し
- ・センターの入会登録料の領収書の写し

申込・問い合わせ/子ども課 ☎(44)3600

不妊治療費の助成について

市では、不妊治療(人工授精・体外受精・顕微授精) を受けている方の経済的負担軽減を図るため、保険適 用外の治療費の一部を助成していましたが、令和4年4 月から保険適用に伴い令和4年3月31日までに終了し た治療をもって終了します。

ただし、令和3年度以前に開始され、令和4年度中 に終了した年度またぎの治療は、経過措置として引き続 き助成を実施します。(県の特定治療支援事業に該当す るもの)

対象/次のすべてに該当する方(ご夫婦とも)

- ・人工授精、体外受精、顕微授精のいずれかの治療を受 けた方(体外受精、顕微授精については県の助成を受 けている方)
- ・本市に申請日の前日から起算して1年以上住民登録の ある方
- ・市税を滞納していない方
- ・各種医療保険の被保険者、または被扶養者である方
- ・その他、市の交付要綱に定める要件をすべて満たす方 助成金額/申請1回につき上限10万円

助成回数/

妻の年齢によって、助成を受けられる回数が異なります。

妻の年齢(助成を受けた初回治療開始時)	助成回数
40 歳未満	通算6回まで
40~42歳	通算3回まで
43 歳以上	助成対象外

- ※助成回数は、対象治療すべてを通算した回数です。
- ※通算助成回数に達していない場合でも、妻の年齢が 43歳以上で開始した治療は助成の対象になりません。
- 申請期限/令和3年度中に終了した治療に関しては、令 和5年3月31日までになります。上限回数までの助 成が可能です。申請がお済みでない場合は、お手元の 領収書などをご確認のうえ手続きをしてください。
- そのほか/栃木県の助成制度は、原則廃止となります。 ただし、年度またぎの治療は、1回に限り助成が可能です。 詳細については、県北健康福祉センター ☎(22) 2259にお問い合わせください。不妊治療 の保険適用などに係る最新情報や資料は、厚 生労働省のホームページに掲載されています。単しくはこちら

申請・問い合わせ/子ども課 ☎(44)3600

有害獣侵入防止柵設置補助金 狩猟免許取得·猟友会加入補助金

市では、鳥獣による農作物被害対策のため、各種補助金制度を設けています。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

補助金名 対象		補助額・条件など	申請期限
有害獣侵入防止柵 設置補助金 10アール以上の農地に 侵入防止柵を設置する方		・設置費用の 1/2 以内(上限 10 万円) ・農地 1 カ所につき 1 回限り ・設置後、適正に管理、利用できる方	事前申請 (資材などを購入する前に) 申請してください
狩猟免許取得補助金	わな猟や銃猟などの狩猟	・狩猟免許取得費用の一部(上限 1 万円) ※狩猟免許の種類ごとに申請可能	狩猟免許取得後または 猟友会加入後3カ月以内
猟友会加入補助金	免許を取得し、市内の 猟友会に加入した方	・猟友会加入費用の一部(上限 3 万円) ・1 人 1 回限り	猟友会加入後 3 カ月以内

※いずれの補助金も、市内在住で市税などに未納がない方

申請・問い合わせ/農林課 ☎(43)6210

犬・猫の飼い主の皆さんへ

ルールやマナーを守り、地域の皆さんが安心して生活 できる環境づくりにご協力ください。

①適正なしつけ

「鳴き声」「におい」「フン」などによって、近隣に 迷惑が掛からないようにしてください。

②所有者の明示

迷子にならないよう配慮し、仮に迷子になったとき のために所有者をはっきりさせましょう。(首輪に記 載するなど)また、大切なペットが交通事故に遭わな いように、犬の散歩時は必ずリード(引き綱)を付け、 猫は室内飼いに努めてください。

③不妊手術の実施

望まない繁殖は避けるようにしましょう。 ※市では避妊・去勢手術補助金制度を設けています。

4終牛飼養

(

最後まで飼い主としての責任をもって飼いましょう。 動物を捨てることは犯罪となります。

Yaita Information

- ●無責任にエサだけを与えることはやめましょう! エサを与える行為は「飼い主」とみなされ、終生 飼養の責任が生じます。
- ●猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」により 守られているため、市などでは捕獲や処分をする ことができません。
- ●もし飼い犬・猫が迷子になったら… 栃木県動物愛護指導センター **☎**028(684)5458までご連絡ください。

問い合わせ/生活環境課 ☎(43)6755

下水道への接続のお願い

令和 4 年度下水道推進標語

げすいどう めぐりめぐって またあおう!

①

きれいなまちに

家庭などからの汚水が下水道管に流れるので、家の 周りに汚水がたまりません。そのため、ハエや蚊の発 生・悪臭を防ぎ、水路の水質が改善されます。

②美しい自然に

汚水を浄化してから放流するので、きれいな川や海 を守ることができます。

③さわやかな生活に

トイレを水洗化することで、清潔でさわやかな生活 を送ることができます。

Q:下水道に接続したいのですが、どうすればいいの?

A:ご自宅の敷地に隣接する道路に下水道管が通ってい れば、接続して家庭などの生活雑排水を流すことが できます。工事や見積もりの請求は、市ホーのできます。工事や見積もりの請求は、市ホーのでは掲載されている矢板市排水設備 指定工事店に直接依頼してください。

Q:下水道が整備されました。いつまでに接続工事 をすればいいの?

A: 下水道が使えるようになったら、遅滞なく(約1年 以内)、くみ取り便所の場合は3年以内に水洗トイレに改 造をしなければならないと下水道法に定められています。

1日も早い下水道への接続をお願いします。

問い合わせ/下水道課 ☎(43)6214

漏水調査を実施中です

市では、水道管の漏水対策として、今年度も漏水調査 を実施しています。場合により、昼間の時間帯に宅地内 への立ち入りが必要になることがありますので、その際 はご協力をお願いします。

期間/令和5年3月31日まで

場所/市内各所

委託会社/吉川水道サービス(株)

※調査期間中、調査員は「漏水調査員」の腕章を付けています。 ※この調査により、委託業者が費用を請求することはありません。

問い合わせ/水道課 ☎(44)1511

【昼間戸別調査】

- ・漏水探知器による 路面調査
- 各戸メーターボック ス内の音聴調査

【夜間路上調査】

・ 道路上にある水道管 のバルブ・消火栓を 操作して調査



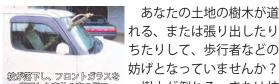




令和 4 年 6 月号 **17** 16 令和4年6月号

市からのお知らせ **Yaita Information**

道路に張り出した樹木は切りましょう



あなたの土地の樹木が道路に倒 れる、または張り出したり枝が落 ちたりして、歩行者などの通行の

ることで、通行人がけがをしたり、車を破損したりする と、民法の不法行為となり、相手から損害賠償を請求さ れることがあります。このようなトラブルにならないよ う、樹木の適正な管理をお願いします。

ご存じですか?建築限界

建築限界とは、道路の交通を妨げないよう、 建築物の設置や樹木などを制限する範囲のことです。



-般的な車道や路肩では高さ 4.5m以上の確保が必要です

歩道上では高さ2.5m以上の確 保が必要です

次のような行為は道路法で禁止されています。

- ●みだりに道路を傷つけたり汚したりすること
- ●みだりに道路に土や石・竹木などを堆積する、また は、道路上で交通を妨げるような行為をすること

禁止行為に当たる場合、道路管理者から樹木の移転や 伐採命令を受けることがあります。また悪質な違反には、 3年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されるこ とがあります。道路に関してご不明な点がありましたら、 各道路管理者までお問い合わせください。

道路	道路管理者
国道 4 号	宇都宮国道事務所矢板出張所 ☎(44)0461
国道 461 号・県道	矢板土木事務所保全部 ☎ (44)2186
それ以外の道路	矢板市建設課 ☎(43)6212

問い合わせ/建設課 ☎(43)6212

舗装修繕工事を実施します

舗装の老朽化対策や防災・減災対策の取り組みの一環 として下記2カ所の補修工事を実施します。通行の支障 となる場合もあるかと思いますが、ご協力をお願いします。 ①市道長井・幸岡1号線、市道片俣・塩田2号線



工事期間/6月上旬~9月中旬 問い合わせ/建設課 ☎(43)6212

②市道鹿島町・矢板 3 号線



現況図面を公開します

矢板中央高校南側の扇町一丁目・二丁目は地図混乱地 域のため、現況図面を作成しました。

該当範囲の地籍調査を実施する場合は、この図面を基 礎として行います。閲覧はどなたでもできますので、ご 確認をお願いします。

閲覧日時/随時 ※土・日・祝日を除く

閲覧方法/地籍調査課で閲覧

問い合わせ/地籍調査課 ☎(43)3062

【扇町一丁目・二丁目】



募集木造住宅の耐震化に係る補助金

市民の皆さんの安心・安全な住まいづくりを支援する ため、木造住宅の耐震診断・耐震改修などに対する補助 事業を実施しています。

- ●木造住宅耐震診断補助制度 専門家による耐震診断を受けたい方に対し、 診断にかかる費用の一部を補助します。
- ●木造住宅耐震改修等補助制度 専門家による耐震診断を受けた結果、耐震改修 などが必要と診断された方に対し、耐震改修また は耐震建替にかかる費用の一部を補助します。

補助対象となる住宅/下記の①~④を満たす住宅

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅、または 同年5月31日以前に建築された住宅で同年6月1日 以降に過半未満(半分未満)の増築をした住宅
- ②地上2階建て以下の在来軸組工法により建築された住宅
- ③賃貸を目的としない住宅(※ただし、「矢板市空き家 バンク制度」の実施要領に基づき、賃貸として登録し た物件は補助対象に含みます。)
- ④省エネ基準に適合する住宅(耐震建替のみ)

- ①補助対象住宅を所有(共有を含む)する個人、または 所有者の3親等以内の親族で、当該住宅に居住する方
- ②この補助金を初めて受ける方
- ③国税、県税および市税を滞納していない方

補助金額/

	費用の内容	補助率	限度額
耐震診断に 要する費用	耐震診断に要する費用	<u>2</u> 3	64,000円
耐震改修	耐震改修に要する費用 耐震建替に要する費用	<u>4</u> 5	1,000,000円
等に要する費用	耐震建替において、 県産出木材を10㎡以上 使用する場合の加算額		100,000円

※詳しくは、市ホームページ(トップページ>くらし・手続き >住宅>木造住宅の耐震化への支援について(補助制度))を ご覧いただくか、お問い合わせください。

申込・問い合わせ/建設課 ☎(43)6212

募集市営住宅および特定公共賃貸住宅の入居者

市営住宅および特定公共賃貸住宅の入居者を募集して います。所得基準など、入居には条件がありますので、 お問い合わせください。

申込・問い合わせ/ 施設管理公社 ☎(43)4620

【市営住宅】

場所	建築年度	構造	家賃	間取り	シャワー	湯沸器	倉庫	共益費等	駐輪場	駐車場
上太田	H19	4F	13,500~39,200円	1DK~3LDK (エレベーター有)	0	0	\circ	0	\circ	1台のみ 2,000円
石関	H1 ∼ 3	3F	18,100~29,600円	3DK	Δ	Δ	0	0	0	1台のみ 2,500円
乙畑	H5 ∼ 10	3F	22,500~34,800円	3DK	\triangle	\triangle	0	0	\circ	1台のみ 2,500円

【特定公共賃貸住宅】

場所	建築年度	構造	家賃	間取り	シャワー	湯沸器	倉庫	共益費等	駐輪場	駐車場
乙畑	H8	3F	50,000 円	3DK	0	\triangle	0	0	0	1 台のみ 2,500 円

※上太田の一部および単身者の部屋は、現在満室のため予約待ちとなります。 ※ △:自費での設置が可能です。

ご先祖様を想い、大切な人なのに逝ってしまった彼方を思って、ステキなお墓を造りませんか。

石のトータルプランナー石のことならおまかせください

有)津久井石材店

TEL 0287-48-0347 FAX 0287-48-3271

※ 御戒名彫りも致します











募集 とちぎ材の家づくり支援事業



県では、県内において自ら居住するために補助要件を 満たす木造住宅の新築・増改築を行う建築主に助成する 事業を実施しています。

【矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金】

矢板市内で、補助要件(新築住宅の延床面積が 75㎡以上で、使用木材材積の55%以上が矢板市産材 など)を満たす木造住宅を建築する場合、1戸あた り20万円を補助します。

※とちぎ材の家づくり支援事業と併用可能です。

申請・問い合わせ/市農林課 ☎(43)6210

対象/県産木材を一定量以上使用して、新築または増改 築を行う住宅建築主の方

補助金額/県産木材の使用量に応じて決まります。

- ・新築:5~40万円 ・増改築:5~15万円
- ※伝統工芸品などの使用で上乗せ補助あり

申請先/〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1 栃木県木材業協同組合連合会

そのほか/補助金の交付を受けるには条件がありますの で、詳しくは県ホームページ「とちぎ材を使った家づ くり」をご覧ください。

問い合わせ/県環境森林部林業木材産業課

2028 (623) 3277

露地野菜等生産チャレンジ事業費補助金 ~ねぎ・たまねぎ・さつまいもの作付け~

市では、「儲かる農業」「稼げる農業」を推進するとと もに産地化を目指すため、ねぎ・たまねぎ・さつまいも への稲作からの作付け転換、新規作付けおよび規模拡大 にチャレンジする方を対象として、作付けに必要な生産 資材や農業機械の購入費用の一部を助成します。







補助対象/

- ・市内で販売を目的としたねぎ・たまねぎ・さつまいも の作付けにチャレンジする方
- ・市内に住所のある方または団体
- ・1 作物を 5 アール以上、事業実施年度から 3 カ年以上 継続的に作付けする方
- ・市税などに未納のない方

補助金額/

- ・生産資材(定額)…1作物10アール当たり上限5万円
- ・農業機械(1/2)…1作物当たり上限100万円

申請方法/作付け前に、農業機械などの見積書をお持ちの 上、申請してください。※予算額になり次第、受付終了

申請・問い合わせ/農林課 ☎(43)6210

限定 300 口 緑とつつじの八方高原ふるさと便・お中元便

受付期間/

6月1日 (水) ~ 20日 (月) ※土・日を除く8:30~17:00 (道の駅やいたは、土・日も申込可能)

発送予定日/7月7日(木)

申込方法/農林課、農業公社、道の駅やいたにある申 込書に記入の上、代金を添えてお申し込みください。 ファクス、ホームページからの申し込みも可能です。 ※農作物の生育や天候により、発送日・品目が変更にな る場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ/

☎ (43) 2650 FM (43) 2651

矢板市ふるさと便推進協議会事務局(農業公社)

HP http://www.yaita-nougyoukousya.jp

内容/

12品目: 3,900円 14品目: 5,400円

矢板たかはら米、巨峰、りんどう、生しいたけ、 みつば、じゃがいも、なす、高原たまご など

野菜便

7kg:3,900円 11kg:5,400円

矢板たかはら米) 15kg:7,000円

キュー便

6品目: 5,400円

肉(牛・豚)、生しいたけ、ジャンボニンニク、 ズッキーニ など

※すべて送料込みの金額です。

(お届け先が北海道・四国・九州の場合は、別途 300円、 沖縄の場合は別途 1,500 円がかかります。)

募集令和5年「二十歳のつどい」協力員

みんなの思い出に残る「二十歳のつどい」の開催に向 け、熱意ある方を募集します!

協力員の役割/記念事業および当日(令和5年1月8 日(日))の運営サポート(誓いの言葉、司会進行など) ※8月から当日までの打ち合わせおよび前日のリハー サル参加をお願いします。

応募資格/令和5年「二十歳のつどい」対象者(平成 14年4月2日~平成15年4月1日生まれ)で、「二十 歳のつどい」に興味のある方

募集人数/5人程度

申込方法/6月30日(木)までに、電話・ファクス・メー ルのいずれかでお申し込みください。

※ファクス、メールでお申し込みの際は、件名に「二十 歳のつどい協力員」と明記し、名前・住所・電話番号 をお知らせください。

申込・問い合わせ/

生涯学習課

募集環境文化都市やいた創造会議会員



地域の隠れた資源を再発見 し、楽しく活用するため、活動 に協力していただける方を募集 しています。大学など地域外の 方とも協働しながら、よりよい地 域づくりに取り組みませんか?

主な活動内容/環境保全啓発活動、地球温暖化防止活動、 リサイクル活動など、これらの活動を推進するための さまざまなイベントの実施

求める人物像/

- ・18歳以上で自然が好きな方、健康な方
- ・地域づくり、環境づくりに関わりたい方

申込方法/氏名・電話番号を記載の上、メールでお申し 込みください。

申込・問い合わせ/

環境文化都市やいた創造会議事務局(生活環境課)

25 (43) 6755

☑ foryaita@gmail.com

矢板市都市計画マスタープラン策定委員

平成 25 年に策定した矢板市都市計画マスタープラン を見直し策定するため、策定委員会の委員を公募します。

募集人数/2人程度

募集期間 / 6月10日(金)~24日(金)

任期/令和4年度末頃の見直し策定まで

応募資格/市内在住の20歳以上の方 ※選考のうえ決定 応募方法/応募用紙に必要事項を記入し、直接お持ちい
 ただくか、郵送・ファクス・メールのいずれかでお送 りください。応募用紙は都市整備課にあるほか、市 ホームページからもダウンロードできます。

そのほか/

- ・報酬、交通費などの支給はありません。
- ・会議は2回程度開催します。
- ・応募の際に寄せられた個人情報は、本事業以外に使用 することはありません。

応募・問い合わせ/

〒 329-2192 (住所不要) 矢板市都市整備課

募集 (公財)矢板市育英会への寄附

(公財) 矢板市育英会は、健全な心を有し、学業に優れ、 かつ身体が強健でありながら、経済的理由により就学困 難な方に奨学金を貸与・給付し、将来、社会に貢献しう る有能な人材の育成にあたっています。

奨学金は、寄附金および奨学資金返還金などにより事業 を実施しています。この事業をご理解いただき、夢と希望 の実現のため勉学に燃える奨学生が自立し、自ら学ぶ環境 を築けるよう、1人でも多くの方々のご支援をお願いします。

- ※貸与奨学金は、本市出身で高校、高等専門学校、また は大学に在学する学生に貸与しています。
- ※給付奨学金は、高等専門学校、または大学に進学する 学生に一時金を給付しています。
- ※寄附による税制上の優遇措置を受けることができます。 問い合わせ/(公財)矢板市育英会(教育総務課)

25 (43) 6217

20 令和 4 年 6 月号









募集 縁ジョイ講座〜趣味と仲間づくり〜

ボランティア講師が行う講座です。楽しく交流をしな がら、新しい趣味や仲間づくりを行ってみませんか。また、 講座で行ったことを地域の活動で活かしてみませんか。

場所/きずな館 対象/市内在住の方

定員/10人程度

※申込多数の場合、受講したことがない方を優先します。 参加費/講座の内容によって、材料費は自己負担となります。 申込方法/参加希望講座の前月1~15日(土・日・祝日の 場合は翌週月曜日)までに、電話でお申し込みください。

日にち・内容/

	日にち	内容
1	7月 6日 (水)	苔だまづくり
2	8月 3日(水)	万華鏡づくり
3	9月 5日 (月)	一輪挿しタペストリーづくり
4	10月 7日(金)	エコバック入れづくり
(5)	11月11日(金)	クリスマスリースづくり
6	12月22日(木)	ミニ門松づくり

※詳細は、前月に社会福祉協議会のホームページやチラ シでお知らせします。

申込・問い合わせ/

社会福祉協議会 ☎(44)3000

開催おたがいさんカフェ(認知症カフェ)

おたがいさんカフェは、認知症の症状がある方やご家 族、認知症に不安や悩みを抱える方が、どなたでも自由 に参加できる集いの場です。認知症を予防するため、手 先を使った制作を季節に合わせ毎月行っています。ぜひ





助け合い

地域づくり

・支え合いのある。

日時/金曜日 14:00~16:00

6月17日、7月15日、8月19日、9月16日 10月21日、11月18日、12月16日、1月20日 2月17日、3月17日

場所 / café 花りんご (末広町 7-1)

参加費/無料

問い合わせ/

高齢対策課 ☎(43)3896



募集 助け合い・支え合いのある地域づくり講演会

地域づくりの活動を実践されて いる方をお招きし、お話を伺います。 日時 / 7月4日 (月)

 $14:00 \sim 16:00$

場所/生涯学習館 研修室(1) 内容/

【演題】「誰もが人とのつながりを感じられる社会を目指して」 【講師】(一社) えんがお代表理事 濱野 将行氏

対象/矢板・泉・片岡の第2層協議体参加者または地 域づくりに関心のある方

定員/60人

申込方法/6月24日(金)までに、電話または第2層 協議体参加時にお申し込みください。

申込・問い合わせ/社会福祉協議会

2 (44) 3000

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、 プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい **Q**028-611-3545

結婚相談所 ムスベル



募集 とちぎのヘルシーグルメ推進店

【とちぎのヘルシーグルメ推進店とは】

バランスが良い、野菜がたっぷりであるなど、健康に 配慮した食事を提供したり、料理の栄養成分を表示した りすることにより、外食や弁当などを利用される方が自 分に合った食事を選択して、健康的な食生活を送ること ができるよう応援するお店のことです。

【とちぎのヘルシーグルメ推進店になると】

- ・登録後配布されるステッカーを店頭に掲示することに より、健康に配慮した食事や栄養成分などの健康情報 を提供していることを利用者に PR できます。
- ・登録店の情報は、県の健康づくり専用サイト「健康長 寿とちぎ WEB」などに随時公表されます。

登録方法/

登録申請書を県北健康福祉セ ンターに直接ご提出ください。 ※登録申請書は市健康増進課で も配布しています。

そのほか/

登録の対象店舗、具体的な取 組内容については「健康長寿と ちぎ WEB」をご覧ください。

問い合わせ/

県北健康福祉センター ☎(22) 2679

市健康増進課 **25** (43) 1118

神健康長寿とちき 栃木県

从湿

ヘルシーグルメ推進店

募集 大人の遠足「草木染を楽しもう」

草木染めは、身近な果物や植物など自然の素材を使っ て染色します。体験を通して、ものづくりや自然の色を 楽しみましょう。

日時 / 7月30日(土) 9:30~12:00

場所/矢板公民館 調理室

内容/

マリーゴールドを使ってス トールを染めます。



定員/10人

*申込多数の場合は抽選。抽選結果は、ハガキにてお知らせします。 参加費/1,900円 ※ストール(45×150cm)1枚分 講師/草木染教室の皆さん

持ち物/エプロン、タオル、台所用ゴム手袋、布手袋ま

申込方法/6月22日(水)までに電話または直接、お 申し込みください。

申込・問い合わせ/

矢板公民館 ☎(43)0469 *月曜・祝日休館

自遊時在 男のこだわり講座~簡単ティラミス作り

お菓子作り未経験の方も大歓迎です。お気軽にお申し 込みください。

日時 / 7月3日(日) 10:00~12:00

場所/矢板公民館 調理室

内容/2種類のティラミスを作ります。 ※試食なし 定員/10人 男性優先、女性も可 *先着順

参加費/1,500円 (カップ6個分)

講師/和気 桃子先生

持ち物/エプロン、三角巾、手拭タオル、ゴムべら、泡 だて器、筆記用具、持ち帰り用の箱など

※お持ちの方はハンドミキサー

申込方法/6月21日(火)まで に電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ/ 矢板公民館

☎(43)0469 *月曜·祝日休館

募集 矢板運動公園プール監視員

雇用期間 / 7月 3日 (日) ~ 8月 23日 (火) 開設期間 / 7月21日(木)~8月21日(日)

勤務時間 / 8:30 ~ 16:30

※天候により不規則になる場合があります。

勤務内容/監視、受付、清掃

応募資格/・期間内で 15 日以上勤務できる方

- ・高校生以上の学生または 18歳以上の方
- ・健康に自信があり、水泳のできる方

募集人数/男女各8人程度

賃金/一般・大学 日給 7,140 円、高校生 日給 6,580 円 申込方法/6月26日(日)までに、施設管理公社にあ る申込書で、お申し込みください。

申込・問い合わせ/施設管理公社(きずな館内)

25 (43) 4620

22 令和 4 年 6 月号











炬火は、オリンピックでいう聖火にあたるもので、国 体期間中の選手たちを見守る国体のシンボルになるも のです。国体を盛り上げるため、「矢板らしさ」のある 素敵な炬火名を募集します。

募集期間 / 6月1日(水)~22日(水)

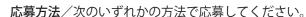
対象/市内在住の方

応募の決まり/

- ・「矢板らしさ」があふれる素敵な炬火名であること
- ・「○○○○の火」とし、文字数が 20 文字以内であること ※「の火」は20文字に含む。
- ・応募は1人1点とし、自作のもので未発表のもので あること

賞および商品/

入賞者(最優秀賞・優秀賞) には、後日行われる表彰 式で賞状および賞品を贈



- ・応募用紙に必要事項を記入し、直接お持ちいただくか、 郵送、ファクスまたはメールでお送りください。
- ・インターネットの特設サイトに進み、必要事項を入力 し、応募してください。

選考および発表/

- ・市実行委員会において審査し、最優秀賞1点、優秀 賞2点を決定します。
- ・最優秀賞、優秀賞については、命名者の氏名、年齢な どを公表させていただきます。
- ※そのほかの方については、応募の際に寄せられた個人 情報は公表しません。

そのほか/応募用紙は、国体・スポーツ局窓口または特 設サイトにあります。応募作品は返却しません。

応募・問い合わせ/国体・スポーツ局 *生涯学習課取次扱 **25** (43) 6218 [AXX (43) 4436 □ sports@city.yaita.tochigi.jp











市内事業者・企業の皆さまへ ふるさと納税の返礼品について

市では、ふるさと納税制度により本市へ寄附いただい た、市外にお住いの方に、お礼の品として「返礼品」を 贈呈し、地元特産品などの PR を実施しています。

特産品を通じて市の魅力の PR や地域経済の活性化を 目的に、新たなふるさと納税返礼品を募集します!

事業者の要件/

市内に本店、支店または生産・製造に関する施設など を有している事業者

事業者のメリット/

- ・返礼品の商品代だけでなく、各種ふるさと納税サイト への掲載手数料、送料を市が全額負担します。
- ・返礼品の商品を、全国の方たちがアクセスするふるさ と納税ポータルサイトに掲載しますので、商品の PR にもつながります。

返礼品の要件/

- 市出身者には、ふるさとを懐かしんでいただけるよう なもの、また、本市出身者以外の方に対しては、本市 のPRにつながるような商品であること(物品ではなく、 市内での体験を促す商品も可能です)
- ・総務大臣が定める基準(地場産品基準)に適合するも のであること

受付期間/随時募集しています。

申込・問い合わせ/総合政策課

25 (43) 1112



※少人数のお葬式には、<u>家族葬専門の「矢板ホール」</u>をおすすめします。 少人数~15名様くらいがちょうどいい式場です。

※<u>ゆったり式場「椿の花斎苑」</u>は、家族葬、一般葬ができる式場です。 ワンフロアーで家族葬・一般葬。(左写真)



